

大川市議会第4回定例会会議録

平成28年12月16日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	古賀寿典	10番	池末秀夫
2番	平木一朗	11番	水落常志
3番	宮崎稔子	12番	川野栄美子
4番	龍誠一	13番	永島守
5番	馬淵清博	14番	箴島かおる
6番	古賀龍彦	15番	岡秀昭
7番	石橋正毫	16番	内藤栄治
8番	遠藤博昭	17番	福永寛
9番	吉川一寿		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した市吏員

市	長	倉重良一				
副市	長	石橋徳治				
教	育	長 記伊哲也				
会	計	管	理	者	長	堤稔彦
(兼)	会	計	課	長		
消	防	長				
(兼)	総	務	課	長	持木芳己	
人	事	秘	書	課	長	馬淵嘉臣
総	務	課	長			
(併)	選挙	管理	委員会	事務局	長	石橋英治

企 画 課 長	橋 本 浩 一
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柿 添 量 之
上 下 水 道 課 長	田 中 嘉 親
学 校 教 育 課 長	下 川 慎 司
監 査 事 務 局 長	本 村 和 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	木 下 剛
議 会 事 務 局 書 記	吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	宮 崎 朱 美

4. 付議事件

- 1. 委 員 長 報 告
- 1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決
- 1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（古賀龍彦君）

皆さんおはようございます。各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第54号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

おはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第54号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第54号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、本市においても、国に準じ、一般職員の給与について、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、月例給の改定については、行政職給料表及び消防職給料表を400円引き上げ、初任給については1,500円、それから、若年層についても同程度の引き上げをするもので、平均0.2%の給与改定を行おうとするものであります。期末勤勉手当の支給月数については、一般職員は年4.20月分から4.30月分へ0.10月引き上げ、再任用職員は年2.20月分から2.25月分へ0.05月引き上げようとするものであります。また、扶養手当については、経過措置を設けて、配偶者の手当を月額13千円から6,500円に引き下げ、子の手当を月額6,500円から10千円に引き上げるものであります。

委員会では、期末手当及び勤勉手当の内容についてただしたところ、期末手当は、勤務の在職期間に対して支給するもので、勤勉手当は、病気休暇等あった場合には、その期間を減額し、また人事評価の結果も勤勉手当に反映し、勤務成績によっては若干支給率が変わってくる旨の答弁がなされたところでございます。

また、委員からは、優秀な職員については、英断で一気に昇格昇級するなど、職員の士気を高めるためにも必要ではないかとの意見が開陳されたところでございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第55号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、雇用保険法の改正により失業給付内容等が変更されることに伴い、国家公務員退職手当制度が改正され、これに準じて、本市職員の退職手当について、所要の改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、65歳以降に雇用された者については、これまで退職手当として支給することはなかったが、雇用保険法の規定による高年齢求職者給付金等の支給条件に従い、

当該給付に見合う退職手当を支給できるよう、条文等の整備を行うものでございます。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第56号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布や所得税法等の一部を改正する法律の公布、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、関係する条例等の整備を行うものでございます。

内容といたしましては、個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間等が国税に準じて見直しされたことや、個人市民税に係る医療費控除について、健康の維持増進等のため健診や予防接種等を受けている個人が平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、スイッチO T C医薬品を購入した場合、その購入費用の年間10万円までを限度とし、そして、12千円を超える部分の額を、所得から控除できる特例を設けるものでございます。なお、現行の医療費控除との選択制になります。

また、固定資産税に係る地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」としての再生可能エネルギー発電設備については、課税標準額の軽減規定を整備するものでございます。

さらには、日台民間租税取り決めが締結されたことを受け、日本と台湾との間で、二重課税を回避する等の措置を講じるための国内法が整備され、租税条約締結国の取り扱いと同様の規定を整備するものであります。

なお、個人市民税等の延滞金に係る条例改正に伴い、当該条例の規定を引用する市たばこ税についてもあわせて所要の改正を行うものでございます。

委員会では、個人市民税及び法人市民税に係る延滞金の計算期間等の見直しの要旨についてただしたところ、今回の見直しでは、その減額更正が課税庁側の帰責理由、いわゆる税務官庁の職権により行われた場合には、減額更正から修正申告等までの期間については、延滞金の計算期間から除くこととする旨の答弁がなされたところでございます。

さらに委員からは、スイッチO T C医薬品の制度内容については、市民の方々に市報等で幅広く周知していただきたい旨の意見が開陳されたわけでございます。

委員会では、そのほか詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第59号 平成28年度大川市一般会計補正予算について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、国の補正予算を活用するものも含め、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であり、まず、各款に計上いたしております人件費は、職員の給与改定並びに人事異動等に伴い整備しようとするものであります。

総務費には、児童手当交付金国庫負担金返還金や子ども子育て支援交付金返還金等の国庫支出金等過年度分返還金59,468千円が、民生費には、後期高齢者医療療養給付費負担金14,670千円、臨時福祉給付金給付事業費151,443千円、障害者自立支援給付費97,202千円、防犯カメラ設置等への助成として公的介護施設等整備補助金1,365千円、障害児童発達支援給付費8,000千円、保育所委託費35,000千円、保育所等防犯対策強化事業費補助金2,700千円、生活保護扶助費52,000千円が計上されています。

労働費には、勤労者総合福祉センター空調設備改修事業費47,800千円が計上されております。農林水産業費には、農業振興対策事業費補助金3,447千円、さらには農地集積・集約化対策事業費補助金8,414千円、クリーク防災機能保全対策事業費負担金4,000千円、地籍調査事業費48,800千円が計上されております。

教育費には、小学校空調設備設置工事設計業務委託料3,100千円が、さらには災害復旧費には、熊本地震により被災した筑後川昇開橋の保存補修工事負担金3,115千円が計上されております。

以上により、今回の補正総額は520,526千円となったところでございますが、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当するとのことでございます。

次に、繰越明許費の設定につきましては、本年度内に事業の完了が見込めない臨時福祉給付金給付事業を、地方債の補正については、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の設定の追加及び変更をするとのことでございます。

委員会ではまず、5款2項2目勤労者福祉施設運営費の空調設備改修工事設計業務委託料及び空調設備改修工事費の事業内容についてただしましたところ、国の経済対策として、指定避難所の空調設備の整備に対し、これまで認められなかった起債が認められるようになったことを利用して、老朽化したワークピア大川の空調設備を改修しようとするもので、7割

の交付税措置が受けられる旨の答弁がなされたところでございます。

さらに委員からは、ほかの指定避難施設についても空調設備の老朽化が進んでおり、同様な措置を検討していただきたい旨の意見が開陳されたところでもございます。

次に、6款1項6目農業基盤整備費のクリーク防災機能保全対策事業費負担金の負担割合及び工事箇所についてたゞしましたところ、負担割合は国55%、県40%、市が5%、工事箇所は有明海沿岸道路南側の九網地区、坂井地区及び三丸地区の3か所で、延長約1,000メートルとなっている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、10款2項3目学校建設費の空調設備設置工事設計業務委託料の委託方法について個別一括発注かたゞしましたところ、設計業務については小学校8校を一括で委託する旨の答弁がなされたところでございます。

さらに委員からは、工事費の財源についてたゞしましたところ、来年度行う工事については補助申請をするようにしているが、空調設備のみの申請は採択されにくい状況にある。採択されない場合においては一般財源で工事を行うことも考えている旨の答弁がなされたところでございます。

次に、11款3項1目社会教育施設災害復旧費の筑後川昇開橋保存修理工事負担金で、人件費も含んでいる旨の説明がなされたが、どのような方を雇っているのかたゞしましたところ、財団技術職員の人件費で、雇用期間が平成28年9月から29年12月までの16か月間を予定している旨の答弁がなされたところでございます。

また委員からは、特別な技術がないと雇えないかたゞしましたところ、文化財建造物保存技術協会が工事を管理するが、財団としても内容を精査する必要があったので、技術職の臨時職員を配置している旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、関連で筑後川昇開橋は大川にとって限りある観光資源であり、観光施設である筑後川昇開橋をいろんな事業に結びつけていけるよう工夫していただきたい旨の意見が開陳されたところでもございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第54号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号 大川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号 大川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号 平成28年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第57号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について外4件を一括議題といたします。

これから文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、箆島かおる君。

○文教厚生委員長（箆島かおる君）（登壇）

おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第57号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について外4件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、議案第57号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正されたため、所要の改正を行うものであります。また、条項の整理による改正をあわせて行うものであります。

説明によりますと、外国との相互主義に基づき、二重課税を排除するための措置がとられているが、今回の法律の改正により、相互主義の指定国に台湾が加わり、現在55か国ある租税条約締結国と同様の取り扱いとなるとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第60号 平成28年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整のほか、国保基幹システム改修業務委託料、国県支出金等過年度分返還金について、24,442千円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,887,630千円とするものであります。これが財源といたしましては国庫支出金、療養給付費等交付金及び繰入金をもって充当するとのことであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第61号 平成28年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定及び異動等による人件費の調整を行うため、1,418千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ521,582千円とするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第64号 久留米市の八女西部広域事務組合からの脱退に伴う財産処分について、御報告申し上げます。

本案は、地方自治法第289条の規定により、久留米市の八女西部広域事務組合からの脱退に伴う財産処分について関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、久留米市の財産相当分につきましては、全て八女西部広域事務組合に帰属させるものとするとのことであります。また、久留米市の脱退の際の負担金等の合計は169,789千円であります。その内訳といたしましては、脱退する久留米市の責任額としての特別負担金が216,929千円あります。広川最終処分場維持管理費用負担及び廃止に伴う費用負担につきましては、閉鎖、廃止までの期間や廃止工事費用が確定していないため、協定書を締結し、最終処分場を廃止するまでの間、必要経費の負担を求めることとなっております。立花最終処分場維持管理費用及び建設債負担金につきましては、埋め立ての残期間10年分の維持管理費用と未償還分の起債償還金の51,223千円を一括して特別負担金として求めます。基幹改良工事負担金につきましては、久留米市の平成27年度までのごみ量の責任分担等として37,262千円となっております。基金につきましては、久留米市は脱退により、八女西部広域事務組合の施設を将来的に利用しないため、久留米市の基金持ち分相当額として135,625千円を返還するとのことであります。

委員からは、現在、大川市は、八女西部広域事務組合において、不燃ごみのみ処理を委託しているが、大川市の清掃工場も建設から約25年経過しており、今後のためにも、可燃ごみの処理を委託する場合の負担金の増額分についても考えておいていただきたい。また、経費削減による余剰金等を基金として積み立てることも検討していただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第65号 指定管理者の指定について、御報告申し上げます。

本案は、大川市社会体育施設である大川市民体育館、大川中央公園運動広場、テニスコートの3施設に係る、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

説明によりますと、今回の指定管理者の応募団体は3者ありましたが、内部委員6名と外部委員2名で構成される指定管理者選定委員会においてプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行い、審査の結果、1,000点満点中736点の最高点を獲得し、最低基準点の500点を上回っていたことから、NPO法人ペラーダ大川が指定管理候補者に選定されたとのことであります。

委員会では、指定管理料の上限額の設定についてただしたところ、過去2年間の指定管理者としてのNPO法人ペラーダ大川の収支から5年間の支出見込み額を算出し、利用料金見込み額を差し引いた額を上限額としている。平成31年度からは、消費税率が予定として10%になることを反映させたところで上限額を定めている旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、申請された収支計画書の中で事業費が250千円となっており、計画されている事業内容についてただしたところ、毎週土曜日に川口コミュニティセンターで行われるヨガ教室、週4回行われているペラーダサッカー教室、年1回、市民体育館で開催されるスポーツ講演会等である旨の答弁がなされました。

これに対し、委員からは、NPO法人ペラーダ大川の目的に、「年齢を問わず広く地域住民に対して、スポーツや文化の普及発展に関する事業を行い」とあるのに、事業の内容が薄いのではないか。今後、5年間の指定管理期間があるので、積極的な事業推進をしていただくように担当課からの働きかけをお願いしたい旨の要望がなされました。

また、委員会では、体育施設の建設からかなりの年数がたっているが、計画的な維持管理がなされているのかただしたところ、正式な計画はしていないが、各年度の予算要求において、必要な修繕費用等については対応している旨の答弁がなされました。

さらに委員からは、体育施設利用者のアンケート等を実施し、施設利用のあり方についてもチェックしていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（古賀龍彦君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第57号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号 平成28年度大川市国民健康保険事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号 平成28年度大川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号 久留米市の八女西部広域事務組合からの脱退に伴う財産処分についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第58号 大川市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について外3件を一括議題といたします。

これから産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、内藤栄治君。

○産業建設委員長（内藤栄治君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第58号 大川市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第58号 大川市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法の変更が行われたことに伴い、農業委員会の委員の定数を定めるものであります。今回の制度改正では、農業委員は市長が選任し、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱することになったとのことであります。また、定数を「何人」と定めるに当たっては、現在の農業委員会での意見を踏まえ、新しい大川市の農業委員の定数を15人とし、農地利用最適化推進委員は置かないことで条例案を提案しているとのことであります。

委員会では、農業委員会の検討会議で決まった定数15人は農業委員会で承認を受けているのかただしたところ、農業委員会内部で検討会議を立ち上げ、その中で農地利用最適化推進委員を置いた場合の話も含めて協議を行ってきたが、今回、本市では、法律の基準により、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる団体に指定されたことを受け、農業委員

会の全体会議の中で討議を行い、最終的には農業委員のみの15名とする案をいただき、市長は、その案を尊重し提案している旨の答弁がなされました。

次に、市長が任命することになれば偏ることはないかただしたところ、選任に当たってはできるだけ公平性、透明性を確保するため、1か月程度の公募・推薦期間をとり、その期間中も応募状況などを公開していくことになっている。また、応募、推薦していただいた方の中から市長が選任することになるが、他市では市役所内部に評価委員会等を設置し、応募、推薦いただいた方の評価を行い、選考しているところもあると聞いている。まだ決まっていないが、農業委員会からの意見を十分に踏まえながら、適切な人を選考していくことになるとする旨の答弁がなされました。

次に、評価委員会のメンバーについてただしたところ、他市町の例を見ると、農業委員長、副市長、担当部長、農業担当課長、農業委員会事務局長、外部委員としての県職員等で構成されているなど、できるだけ中立性が保たれるように工夫されているが、本市ではまだ決まっていない旨の答弁がなされました。

また総括として、大川市特有の地域性もあり、農業委員の選任は重要なことであるため、後々問題にならないように十分注意をして、しっかりやっていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細に審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第62号 平成28年度大川市下水道事業特別会計補正予算並びに議案第63号 平成28年度大川市上水道事業会計補正予算については、同種の内容であるため一括して御報告申し上げます。

説明によりますと、両案ともに職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整に要する経費であります。

まず、議案第62号は、237千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ883,237千円にしようとするものであります。

次に、議案第63号は、1款1項営業費用を901千円減額し、その結果、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を98,176千円にしようとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、議案第62号並びに議案第63号については、

原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号 市道路線の認定について、御報告申し上げます。

今回の市道路線の認定は中古賀地区の1路線であります。

説明によりますと、新たに認定予定の定覚3号線は、主要地方道大川大木線の南側に位置しております。

延長は112.3メートル、幅員は6.4メートルから5メートルであります。

この路線は、住宅開発に伴いつくられた道路で、土地所有者から寄付採納願が提出されたことに伴い、市道認定基準に基づき、認定を行うものであります。

委員会としましては、路線の実情を把握しておく必要があるため、現地調査を行い、審査を進めたところ、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（古賀龍彦君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

まず、議案第58号 大川市農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号 平成28年度大川市下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号 平成28年度大川市上水道事業会計補正予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、この際、お諮りいたします。

本日、遠藤博昭議員から、12月8日の一般質問におけるコンテナハウスに係る地方創生加速化交付金についての発言の中で、「加速化交付金は他の市町村では全然予算がついていない部分もある中」の後の部分から、「ぜひこの事業はきちっとした形」の前の部分までの発言について、発言を取り消したい旨の申し出がっておりますので、御報告申し上げます。

なお、このことについては、議長において後刻、速記録を調査の上、措置することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

16番内藤栄治君、17番福永寛君、以上2人を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで一言御挨拶を申し上げます。

本年最後の定例会は、去る5日に招集されて以来、議員各位には連日熱心に御審議を賜り、また、執行部におかれましても温かい御配慮をいただき、今日まで12日間にわたる日程を滞りなく終了いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、本年は、リオデジャネイロオリンピック・パラリンピックにおける日本選手の活躍や大隅良典氏がノーベル医学生理学賞を受賞されるなど明るい話題も多くありました。しかし、本年も4月に熊本、大分において大規模な地震に見舞われるなど、自然災害の驚異は毎年多くの被害をもたらしております。

また、本市発展に多大なる御貢献をいただいた鳩山邦夫代議員が6月に、7月には同僚議員でありました石橋忠敏議員が死去されましたことは、大川市にとって大きな損失でありました。改めて御冥福をお祈りいたします。

一方、本市市政におきましては、鳩山二郎前市長が衆議院議員補欠選挙に見事当選され、また、その後を受け、倉重新市長が本市のかじ取りをされることとなりました。人口減少、少子・高齢化社会、産業振興への対応などさまざまな課題が山積している中、議会も行政と互いに切磋琢磨しながら市勢発展のため精いっぱいの権能を果たしてまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力を切にお願い申し上げる次第であります。

ことしも余すところ残りわずかとなりました。皆様におかれましては、くれぐれもお体を御自愛いただき、輝かしい新年を迎えられますことを心から御祈念申し上げまして、御挨拶といたします。

なお、ここで市長から発言の申し出がっておりますので、この際、お願いいたします。倉重市長。

○市長（倉重良一君）

議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶申し上げます。

本議会は、私にとりまして初めての市議会となったわけでございますけれども、議員の皆様におかれましては提案いたしました議案について慎重に御審議の上、御議決いただきましたことを心より御礼を申し上げます。

今回の議会では、副市長の人事案件につきましても御同意をいただきました。これから新たな体制で本市の課題に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、市政全般にわたり御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たっての御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（古賀龍彦君）

これにて平成28年第4回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時18分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 古 賀 龍 彦

大川市議会議員 内 藤 栄 治

大川市議会議員 福 永 寛